官

旧優生保護法に基づく優の厚生労働省令第七十二号

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律施行規則を次のよ法律第十四号)第七条第一項、第八条第一項及び第二項、第二十三条並びに第三十条の規定に基づき、 平成三十一年四月二十四日 優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(平成三十一年 厚生労働大臣 根本 匠

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律施行規則

第 に掲げる事項とする。 一年法律第十四号。 +法律第十四号。以下「法」という。)第七条第一項第五号の厚生労働省令で定める事項は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(平4 (以下「請求」という。)をする者の性別、 生年月日及び電話番号 (平成三 次 3

線の照射を受けるに至った理由 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた当時の状況及び当該手術又は放射 法第五条第一項の請求

時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号

請求年月日

その他参考となるべき事項

2 ?げる書類を添えなければならない。 法第七条第一項の請求書には、請求をしようとする者が署名又は記名押印をするとともに、 次に

結果が記載された診断書 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたかどうかについての医師の診断住民票の写しその他の法第七条第一項第一号に掲げる事項を証明することができる書類

の額が記載された書 領収書その他の前号の診断書の作成に要する費用(同号の診断に要する費用を含む。以下同じ。)

その他請求に係る事実を証明する書類前項第三号の金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書

(支払未済の一時金の申出)

項を記載した申出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 第二条 法第六条第一項の規定により支払未済の一時金の支給を受けようとする者は、 次に掲げる事

者をいう。以下この条において同じ。)との身分関係 く優生手術等を受けた者(法第二条第二項に規定する旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた申出をする者の氏名、性別、生年月日、住所又は居所及び当該申出に係る旧優生保護法に基づ

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の氏名、 性別、 生年月日及び住所又は居所

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の死亡年月日

支払未済の 一時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号

申出年月日

を添えなければならない 前項の申出書には、申出をしようとする者が署名又は記名押印をするとともに、 次に掲げる書 類

住民票の写しその他の前項第一号に掲げる事項を証明することができる書類

きる書類 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することがで

申出をする者が法第六条第一項の遺族(第四条において「遺族」という。)である場合にあって

できる書類 申出をする者と旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者との身分関係を証明することが 次に掲げる書類

じくしていたことを証明することができる書類 申出をする者が旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の死亡の当時その者と生計を同

申出をする者が相続人である場合にあっては、相続人であることを証明することができる書

前項第四号の金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類

(都道府県知事による調査)

2 第三条 法第八条第一項及び第二項の規定による調査結果の報告は、書面により行うものとする 第四号までのいずれかに掲げる者に該当することを確認することができる場合には、法第八条第二認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。)により当該請求者が同項第一号からが記録されている文書 (図画及び電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては 第一号から第四号までのいずれかに該当する者であることを証する書面その他当該請求に係る情報 都道府県知事は、法第八条第一項の規定による調査により、請求に係る請求者が法第二条第二項

項の規定による調査を行わない又は中止するものとする。 前二項の規定は、 (認定結果の通知) 法第八条第四項の規定による通知を受けた都道府県知事について準用する。

けた者が死亡している場合においては、その者に係る遺族又は当該死亡した者の相続人のうち、第第四条 厚生労働大臣は、法第五条第一項の認定をしたときは、当該認定を受けた者(当該認定を受 担とする費用の額を通知しなければならない。 二条第一項の申出を行った者)に、その旨及び当該認定に係る法第二十三条の規定により国庫の 厚生労働大臣は、請求があった場合において、法第五条第一項の認定をしなかったときは、 請求 負

者の相続人のうち、第二条第一項の申出を行った者)に、その旨及び当該請求に係る法第二十三条 の規定により国庫の負担とする費用の額を通知しなければならない。 をした者(当該請求をした者が死亡している場合においては、その者に係る遺族又は当該死亡した

当該都道府県知事を経由して行うものとする。 請求が法第五条第二項の規定により都道府県知事を経由してなされた場合は、 前 二項の通知は、

(国庫の負担とする範囲及び額)

3

第五条 法第二十三条の厚生労働省令で定めるものは、同条各号に掲げる費用とする。

2 号に定める額とする。 法第二十三条の規定により国庫の負担とする費用の額は、 次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各

費用の額(その額が五千円を超える場合にあっては、五千円) 診断書の作成に要する費用(当該診断に要する費用を除く。) 当該診断書の作成に現に要した

療報酬の例により算定した額を超える場合にあっては、当該算定した額 当該診断に要する費用 当該診断に現に要した費用の額(その額が健康保険の診療方針及び診

診断書等の提出

第六条 法第九条第一項の請求者は、 診断に要する費用を含む。)の額が記載された書類を厚生労働大臣に提出するものとする 当該診断の結果が記載された診断書及び領収書その他の当該診断書の作成に要する費用、法第九条第一項の請求者は、同項又は法第十条第三項の規定により医師の診断を受け (当該 たとき

の事情があると認めるときは、請求をしようとする者の口頭による陳述をその職員に聴取させた上第七条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、法第七条第一項の請求書を作成することができない特別 しようとする者に読み聞かせた上で、当該請求をしようとする者とともに署名又は記名押印をする で、陳述事項に基づいて当該請求をしようとする者に代わって請求書を作成し、これを当該請求を (請求書作成の特例)

第八条 第二条第一項の申出又は第六条の提出は、当該申出又は提出をする者の居住地を管轄する都 道府県知事を経由してすることができる。 (書類の経由)

(添付書類の省略)

第九条 第一条第一項又は第二条第一項の規定により請求書又は申出書を提出すべき場合において、 類の添付を省略させることができる。 厚生労働大臣は、特別な事由があると認めたときは、 第一条第二項又は第二条第二項に規定する書

(郵送等による請求書の提出の日)

法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信第十条 法第七条第一項の請求書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年 三項に規定する信書便物(以下この条において「信書便物」という。)の通信日付印により表示され書便事業者による同条第二項に規定する信書便により提出された場合には、その郵便物又は同条第 たものとみなす。 通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日)にその提出がされ た日(その表示がないとき、又はその表示が明瞭でないときは、その郵便物又は信書便物について

(施行期日)

1

この省令は、公布の日から施行する。

官

2 厚生労働省令第百四十八号) (独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正) 独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(平成十五年 の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

前

第三条 (業務方法書に記載すべき事項の特例) 附 改 (略) 則 正 後 第二条の二 (承継債権管理回収業務及び承継教育資金 附 改

第四条 機構が機構法附則第五条の二第一項 事項は、第二条の四各号に掲げる事項のほ 則法第二十八条第二項の主務省令で定める 定する業務を行う場合には、機構に係る通 から第三項まで及び第五条の三第一項に規 次に掲げる事項とする。

二 機構法附則第五条の二第三項に規定す る小口の教育資金の貸付けのあっせんに る債権の管理及び回収に関する事項 機構法附則第五条の二第一項に規定す

関する事項

則 略) 正

条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事 |条第二項の主務省令で定める事項は、第二 行う場合には、機構に係る通則法第二十八 項とする。 務方法書の記載事項 一条の三 項、第二項及び第三項に規定する業務を 機構が機構法附則第五条の二第

貸付けあっせん業務を行う場合における業

る債権の管理及び回収に関する事項 機構法附則第五条の二第一項に規定す

(削る)

る小口の教育資金の貸付けのあっせんに 関する事項 機構法附則第五条の二第三項に規定す

> 規定する旧優生保護法に基づく優生手術 金支給法」という。)第三条の一時金の支 等を受けた者に対する一時金の支給等に 払に関する事項 以下この条において「旧優生保護法一時 関する法律(平成三十一年法律第十四号。 機構法附則第五条の三第一項第一号に

> > (新設)

規定する旧優生保護法一時金支給法第六 機構法附則第五条の三第一項第二号に

(新設)

する費用の支払に関する事項 規定する旧優生保護法一時金支給法第一 条第一項の一時金の支払に関する事項 機構法附則第五条の三第一項第三号に 二条各号に規定する診断書の作成に要

(新設)

(共通経費の配賦基準の特例)

第五条 する場合」とあるのは、「経理する場合並び設けて経理する場合には、第十条中「経理 経理する場合」とする。 五条の三第二項の規定により特別の勘定を 二第二項の規定により特別の勘定を設けて に同法附則第五条の二第五項及び第五条の 機構法附則第五条の二第五項及び第

(削る)

(社会福祉・医療事業団法施行規則等の廃

第五条 社会福祉・医療事業団法施行規則 次に掲げる省令は、廃止する。 昭

和五十九年厚生省令第六十号) に関する省令(昭和五十九年厚生省令第一社会福祉・医療事業団の財務及び会計 六十一号)

(社会福祉施設職員等退職手当共済法施行 部改正)

第六条 社会福祉施設職員等退職手当共済法 施行規則(昭和三十六年厚生省令第三十六 号)の一部を次のように改正する。

療機構(以下 (以下「事業団」を「独立行政法人福祉医第二条第一項中「社会福祉・医療事業団 「機構」に改める。

ら第十七条まで、第十八条第二項、第十九 第四条の見出し、第五条、第六条第一項及 び第五項、第九条、第十一条、第十二条か 第三条、第三条の三第一項、第三条の四、 を「機構」に改める。 第二十二条並びに第二十四条中 「事業

に関する法律施行規則の一部改正) (年金福祉事業団の解散及び業務の承継等

継等に関する法律施行規則(平成十三年厚 生労働省令第七十七号)の一部を次のよう に改正する。 年金福祉事業団の解散及び業務の承

第十二条から第十四条までを削る。